

川崎市多文化共生社会推進指針

<基本目標：多文化共生社会の実現>

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

<基本理念>

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景をもつ市民が差別や人権侵害を受けられないよう、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来持っている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

<施策推進の基本方向>

1 行政サービスの充実

- (1)行政サービスの提供
- (2)情報提供・相談窓口
- (3)年金制度
- (4)保健・医療
- (5)福祉
- (6)住宅
- (7)防災

2 多文化共生教育の推進

- (1)就学の保障と学習支援
- (2)違いを認め合う教育
- (3)地域における学習支援
- (4)家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1)市政参加
- (2)地域における外国人市民グループ等の活動

4 共生社会の形成

- (1)市民への意識啓発
- (2)市職員等の意識改革
- (3)市職員の採用
- (4)事業者への啓発
- (5)国際交流センターの活用

5 施策の推進体制の整備

- (1)行政組織の充実
- (2)関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3)国等への働きかけ

川崎市多文化共生社会推進指針について

川崎市は、臨海部に工場が立地し始めた1900年代初頭から今日に至るまで、日本各地や、さらにまた朝鮮半島をはじめとする海外から多くの人が移り住み、発展してきました。新たに市民となった人たちが地域に根づいて多様な文化が交流することにより、本市は活気あふれる「多文化のまち」として成長してきました。

人権を尊重し、共に生きるまちづくりを進める本市では、在日韓国・朝鮮人など外国人市民に対する偏見や差別を解消するため、意識啓発や諸制度の改善等に努めてきました。

さらに、近年は外国人市民が急増し、多民族化が進んできたことから、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現が課題となっています。

本市は、2005(平成17)年に多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方と具体的な推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進してきました。今回の改訂版は、3年間の施策の進捗状況に基づき一部見直しを行ったものです。

「川崎市多文化共生社会推進指針—共に生きる地域社会をめざして—」は、市のホームページに掲載しているほか、情報プラザや各区の市政資料コーナー、図書館で閲覧できます。
<http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/gaikoku/shishin.htm>

「川崎市多文化共生社会推進指針—共に生きる地域社会をめざして—」(概要版)

2005(平成17)年3月策定 2008(平成20)年3月改訂

発行：2008(平成20)年4月 川崎市
編集：川崎市市民・子ども局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
Tel 044(200)2359 Fax 044(200)3914 e-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp

川崎市多文化共生社会推進指針

—共に生きる地域社会をめざして—

(概要版)

Guía de Promoción de la Sociedad Multicultural de la Ciudad

다문화 공생사회 추진지침

Multicultural Society Promotion Guide

Guia de Promoção da Sociedade Multicultural da Cidade

多文化共生社会推進指針

2008(平成20)年3月 川崎市

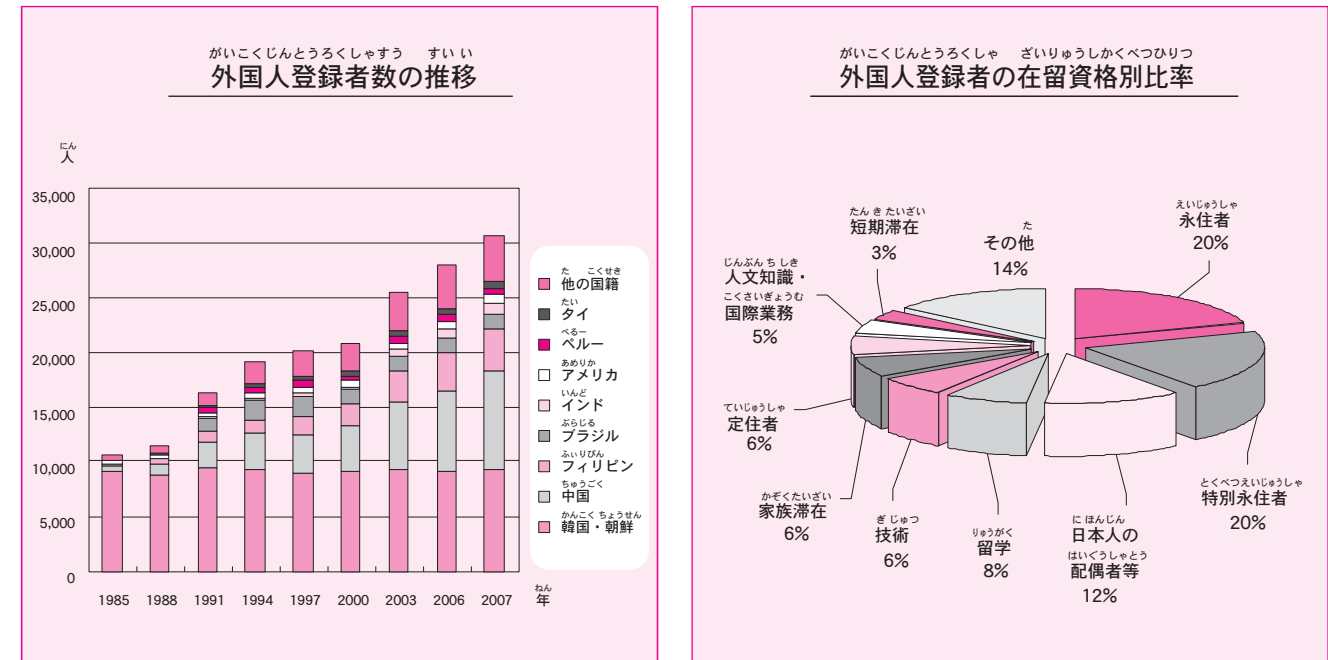
外国人市民の状況

川崎市の外国人登録者数は、2007(平成19)年12月末日現在 30,592人で、この10年間で約1.5倍に増加し、外国人市民が本市人口に占める割合は2.2%を超えています。また、国籍数は120か国となっています。

本市の外国人登録者は、1980年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格を有する韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、地球規模での社会・経済構造の変化により、国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990(平成2)年の出入国管理及び難民認定法の改正等もあって、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も増えていきます。

多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても国籍の違いで不利な状況を強いられるたり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持つ能力を発揮することが難しい状況におかれている市民も見受けられます。

【2007(平成19)年12月末日現在】



【外国人市民】本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996(平成8)年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用しています。さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人(国際結婚により生まれた人、中国帰国者、比較的最近に日本国籍を取得した人等)も視野に入れて使用しています。